

2. 課税標準額の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定により、一定の要件に該当する償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

＜例＞再生可能エネルギー発電設備に係る特例（地方税法附則第15条第25項）の場合

＜特例の対象となる設備＞

★太陽光発電設備の場合

ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備

認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備

※FIT（固定価格買取制度）・FIPの認定を受けているものは対象外となります。

★風力・水力・地熱・バイオマス発電の場合

FIT（固定価格買取制度）・FIPの認定を受けているもの

＜適用期間＞

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分

＜取得時期＞

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

＜特例内容＞

当該設備に係る固定資産税の課税標準額が下記表のとおり軽減されます。

	課税標準額が2/3に軽減されるもの	課税標準額が3/4に軽減されるもの	課税標準額が1/2に軽減されるもの
太陽光発電	1,000kW未満	1,000kW以上	
風力発電	20kW以上	20kW未満	
水力発電		5,000kW以上	5,000kW未満
地熱発電	1,000kW未満		1,000kW以上
バイオマス発電	10,000kW以上 20,000kW未満 (※1)		10,000kW未満

※1 一般木質バイオマス・農産物の収穫により生じるバイオマス固体燃料区分に該当するものについては課税標準額が6/7に軽減されます。

＜必要書類＞ ※ 該当する場合は、必ず添付してください。

★太陽光発電設備の場合

補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類

★風力・水力・地熱・バイオマス発電設備の場合

- ・経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備の認定通知書』の写し
- ・電気事業者との特定契約書の写し